

議案第 7 4 号

狭山市立学童保育室条例の一部を改正する条例

狭山市立学童保育室条例（昭和 4 7 年条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 次の表の第 1 欄に掲げる保育室にそれぞれ同表の第 2 欄に掲げる分室を設け、その位置及び入室定員は、それぞれ同表の第 3 欄及び第 4 欄に掲げるとおりとする。

分室を置く保育室	分室の名称	分室の位置	分室の入室定員
狭山市立入間川東小第一学童保育室	狭山市立入間川東小・富士見小学童保育室分室	狭山市富士見 1 丁目 1 3 番 3 3 号	5 0 人
狭山市立入間川東小第二学童保育室			
狭山市立富士見小第一学童保育室			
狭山市立富士見小第二学童保育室			
狭山市立広瀬小学童保育室	狭山市立広瀬小学童保育室分室	狭山市広瀬 2 丁目 2 番 1 7 号	5 0 人

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

留守家庭児童の健全な育成を図るため、狭山市立入間川東小・富士見小学童保育室分室及び狭山市立広瀬小学童保育室分室を設置したいので、この案を提出するものである。